

# 熊野町居宅介護支援センターふぁみりい運営規程

平成12年4月1日規程第1号

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人熊野町社会福祉協議会が開設する熊野町居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、熊野町地域包括支援センター及び介護保険施設等との連携に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

4 広島県及び熊野町が条例で定める基準等の内容を遵守し、事業を運営する。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 熊野町居宅介護支援センター ふぁみりい
- (2) 所在地 安芸郡熊野町中溝一丁目11番1号

## (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者1名（常勤）  
管理者は、事業所の、従業者の管理を行う。
- (2) 介護支援専門員 2名（うち1名管理者兼務）  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当る。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。  
但し、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は原則として休業します。
- (2) 営業時間 8時30分から17時15分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所      事業所及び利用者宅、その他利用者が認める場所
- (2) 使用する課題分析票の種類      全国社会福祉協議会方式とする
- (3) サービス担当者会議の開催場所      事業所内及び利用者宅、その他利用者が認める場所
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度      居宅介護支援 月1回以上

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(事業の実施地域)

第8条 事業の通常の実施地域は、熊野町の区域とする。

(利用料その他の費用)

第9条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、実施地域を越えた地点から居宅まで要する交通費を請求する。当該の交通公共機関を利用する場合は実費を、又自動車等を使用する場合は、1キロメートルにつき20円の支払いを受けるものとする。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印をうけることにする。

(苦情処理)

第10条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により、熊野町が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は熊野町の職員から質問若しくは照会に応じ、及び熊野町が行う調査に協力するとともに、熊野町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 11 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待防止の啓発・普及のための定期的な研修の実施
- (5) 虐待防止委員会の設置と定期的開催及び従業者への周知
- (6) 虐待防止の指針整備と必要に応じての見直し、変更の実施

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを熊野町に通報するものとすると共に虐待防止委員会を開催する。

(身体的拘束等の適正化に関する事項)

第 12 条 事業所は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束廃止に向けて取り組むものとする。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(衛生管理等)

第 13 条 事業所は、従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理を行うものとする。

3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

(個人情報の保護)

第 14 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療：介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護保険サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第 15 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 介護支援専門員の資質向上のため、研修の参加、その他研究のための機会を与える。
- (2) 介護支援専門員は、常に資質向上のために、自己研鑽に努めるものとする。
- (3) 管理者は、介護支援専門員の業務遂行のために万全の措置を講じるものとする。
- (4) 従業者は、職務上知り得た事項を他に漏らしたりしない。
- (5) 管理者は、利用者に対して必要な措置を講じるものとする。
- (6) 管理者は居宅介護支援の提供にあたっては、サービス事業者、熊野町地域包括支援センター、熊野町地域相談支援センター並びに医療、保健関係等と密接な連携に努める。
- (7) その他の必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年 9月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 1月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 1月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 5月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この規定は、令和 7年 6月 25日から施行する。